

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むそうの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払いことができるものとする。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、理事長が月10日以上業務にあたる場合は、別表3により、報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬

の支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができおる。

3 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務ため出張する場合は、別表4により事前に支払い、出張終了後清算することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な旅費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程は、令和1年11月6日より施行する。

役員報酬別表

別表1(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	2,000円

別表2(日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

別表3

理事長の報酬(年額)	12,000,000円
------------	-------------

別表4(日額)

旅 費	報 酬	その他
実 費	15,000円	実 費